

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 2 回 総 会

令和 3 年 4 月 9 日

第2回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年4月9日(金)

午前9時30分～

場 所 熊野市文化交流センター

交流ホール

(出席農業委員)

委 員	1 番	原田	稔夫
委 員	2 番	西垣戸	勝
委 員	3 番	岡田	住夫
委 員	4 番	山門	克明
委 員	5 番	西	厚
委 員	6 番	島田	勝好
会 長	7 番	栗原	清志
委 員	8 番	西久保	貞俊
委 員	9 番	山口	政高
委 員	10 番	橋本	和子
委 員	11 番	福岡	淳史
委 員	13 番	栗須	幹生
副会長	14 番	大江	文章

(欠席農業委員)

委 員	12 番	福山	康子
-----	------	----	----

(出席農地利用最適化推進委員)

委 員	西	優一
委 員	岩本	功二
委 員	前川	幸也
委 員	大橋	秀行
委 員	辻本	浩規
委 員	檜平	誠

(欠席農地利用最適化推進委員)

委 員	杉谷	俊毅
-----	----	----

(事務局)

事務局長 福岡 稔雄  
農政係長 鈴木 健  
係 竹原 千名

会議次第

1 熊野市農地利用最適化推進委員委嘱式

2 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第4条許可審議の件

第3号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項

- 1 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について
- 2 農地転用の制限の例外届について
- 3 非農地証明願いについて

その他

事務局 皆様おはようございます。

委員各位におかれましては、ご多忙のなか、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

総会議事に入る前に農業委員会に関する法律第 17 条第 1 項の規定により委嘱され農地利用最適化推進委員となられる 7 名の方に辞令の交付をいたします。お一人ずつお名前をお呼びいたしますので会長の前にお願いします。

(会長から各推進委員へ委嘱状を渡す)

それではこれより総会議事に移らせていただきます。熊野市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により、会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、会長よろしくをお願いします。

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙のなか、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

ただいまの出席委員は 13 名であります。欠席の届出は、12 番福山委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第 2 回総会を開会いたします。

最初に、議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第 10 条第 3 項に議長が指名するとなっておりますので、3 番岡田委員、4 番山門委員の 2 名を指名いたします。よろしくお願いたします。

議長 それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいただきます。事務局。

事務局 第 2 回総会総括表、3 条所有権の移転は 2 件で、田 3 5 7 m<sup>2</sup>、畑 5 7 6 m<sup>2</sup>、計 9 3 3 m<sup>2</sup>でございます。4 条は 1 件で、田 1, 2 6 9 m<sup>2</sup>、計 1, 2 6 9 m<sup>2</sup>でございます。5 条所有権の移転は 5 件で、田 3, 0 2 6 m<sup>2</sup>、畑 4 3 5 m<sup>2</sup>、計 3, 4 6 1 m<sup>2</sup>でございます。5 条賃貸借権の設定は 1 件で、田 1, 3 0 0 m<sup>2</sup>、計 1, 3 0 0 m<sup>2</sup>でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は 3 件で、田 8, 9 4 6 m<sup>2</sup>、計 8, 9 4 6 m<sup>2</sup>でございます。農地転用の制限の例外届は 1 件で、畑 1 4 m<sup>2</sup>、計 1 4 m<sup>2</sup>でございます。非農地証明願いは 1 件で畑 8 5 m<sup>2</sup>、計 8 5 m<sup>2</sup>で、合計は 14 件で、田 14, 8 9 8 m<sup>2</sup>、畑 1, 1 1 0 m<sup>2</sup>、総合計は 16, 0 0 8 m<sup>2</sup>でございます。

以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして、提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、飛鳥町佐渡字千間平■■■■番■■■■、台帳畑、現況畑、面積59㎡、ほか計5筆、576㎡でございます。譲渡人は、神奈川県海老名市■■■■さん。理由は、遠方に居住し耕作困難ということでございます。譲受人は、和歌山県新宮市■■■■さん。所有面積、耕作面積とも0aです。農作業歴はなしです。通作距離又は時間は、取得する空き家から徒歩2分です。世帯員等従事者は1人です。理由は、空き家と農地を同時取得し、野菜栽培をするということでございます。

2番、五郷町桃崎字見初■■■■番■■■■、台帳田、現況田、面積115㎡、ほか計2筆、357㎡でございます。譲渡人は、三重県津市■■■■さん。理由は、遠方に居住し、耕作困難ということでございます。譲受人は、南牟婁郡紀宝町■■■■さん。所有面積、耕作面積とも0aです。農作業歴はなしです。通作距離又は時間は、取得する空き家から徒歩2分です。世帯員等従事者はなしです。理由は、空き家と農地を同時取得し、野菜栽培をするということでございます。

第1号議案の1番2番については、いずれも申請書の内容等、書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員及び事務局よりお願いいたします。なお、1番2番とも、4月2日現地にて新規参入者による聞き取り調査済みです。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、飛鳥町担当に代わって事務局、お願いいたします。

事務局（農政係長）

はい、事務局です。第1号議案の1番について説明させていただきます。譲渡人は、遠隔地に居住のため、空き家と農地を手放したいと希望していましたが、譲受人が熊野市内へ居住するため、市のホームページの空き家バンクを確認したところ、空き家に農地がついていたため、行政書士から空き家と同時に農地を取得ができる例外を知り、今回申請されました。

4月2日、農地部会長、中立委員、事務局そして栞原会長で、現地調査を行い空き家を確認し、農地の取得については今後の農地の管理方法と営農計画、耕作意欲、世帯員構成、所有農機具などについて聞き取り調査を行いました。また、農地取得後は3年間以上適正に耕作管理することを伝えました。譲受人は、農業経験はありませんが、農機具など購入する予定で、新規就農のきっかけと、空き家の解消につながることにとなり、この件につきましては地元としても問題はないとの確認をいただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 2番について、五郷町お願いいたします。

8番（西久保委員） 8番西久保です。

第1号議案の2番について説明させていただきます。譲渡人は遠隔地に居住の為父母が居住していた空き家と農地を手放したいと希望していました。譲受人は■■■■と■■■■に事務所をかまえる測量会社の役員をされております。今回、■■■■に常駐したいと考え市内への居住をするため、市のホームページの空き家バンクから今回の物件を確認しました。空き家に農地がついていたことから、農業委員会等から空き家と農地を同時に取得できる例外を知り、今回申請されました。4月2日、農地部会長、中立委員、事務局そして私で現地調査を行い、空き家、田畑等の確認を行いました。農地の取得については今後の農地管理方法と営農計画、耕作意欲、世帯員構成、農機具などについて聞き取り調査を行いました。また農地取得後は3年間以上適正に耕作管理することを伝えました。譲受人は過去に20年以上稲作の経験もありました。農機具は今後、耕運機や草刈機を購入していき、季節野菜を中心に畑作を行っていくなど、耕作に対しての意欲も確認できました。地元農業委員としては新規就農につながり、空き家と休耕地の解消、家族には小学生もおり、住民が増えることについても嬉しく思っています。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、事務局及び地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 特にご意見もないようですので、お諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認する

ことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第4条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、井戸町字倉ノ谷■■■■番、台帳田、現況休耕、面積651㎡、ほか計2筆、1,269㎡でございます。申請人は、井戸町■■■■さん。転用の目的、施設の内容等ですが、山林用地で井戸町字倉ノ谷■■■■番■■■宅地119㎡と一体利用し、杉苗300本を植林するということでございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、隣接農地所有者の同意書、隣接農地所有者不明の理由書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。第2号議案の1番については、申請書に記載された内容等、書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第4条第1項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。農地転用の許可申請の1番について、井戸町担当お願いいたします。

2番(西垣戸委員) 2番西垣戸です。

第2号議案の1番について説明させていただきます。転用の目的ですが、周囲は山林化が進んでおり獣害も増え、申請者自身の高齢化と加えて腰を痛めたことなどにより、農業規模を縮小したいため杉苗を植栽し、山林転用したいとのことです。現地は案内図にありますように井戸町大馬の倉ノ谷地区で市道から東へ120mほど入ったところであり、現地の北、南側は既に山林化となっており、この農地の状況は現在休耕田ですが腰を痛める3年前までは水稻栽培を行っていたようです。尚、東側にある農地所有者からは隣接農地同意書及び西側の雑種地となっている隣接農地所有者不明の理由書が添付されております。また、少し離れた西側に住宅がありますが住宅に住

まわれている方に、杉苗の植林を植栽することに同意を得ていることであり、地元農業委員としては特に問題がないと思いますので、よろしくご審議賜りますようお願い致します。

議長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（栗須委員） 13番栗須です。

先ほどの地元農業委員からの説明のとおり、何ら問題がないと思います。

議長 農地部会長さんからは特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。第2号議案農地法第4条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し、知事に進達することといたします。

次に、第3号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び農地法第5条の規定による賃貸借権の設定につきまして知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字松原■■■■番■■■■、台帳畑、現況休耕、面積138㎡でございます。譲渡人は、有馬町■■■■さん。譲受人は、有馬町株式会社■■■■代表取締役■■■■さん。転用の目的、施設の内容等ですが、倉庫及び駐車場用地で倉庫1棟建築面積46.37㎡、駐車場普通自動車2台分で40㎡でございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、建物平面図、建築確約書、資金証明書、隣接農地所有者の同意書、定款の写し、法人登記事項証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、有馬町字池添■■■■番■■■■、台帳田、現況休耕、面積553㎡ほか計2筆819㎡でございます。譲渡人は、有馬町■■■■さん。譲受人は、



大阪府枚方市[ ]さん。転用の目的、施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル3基、発電出力は49.5kw、設置面積469.44㎡、太陽光設備設置割合は57.31%です。事業概要書は提出済みです。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、同意の経過の理由書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

3番、有馬町字池添[ ]番、台帳田、現況休耕、面積429㎡ほか計2筆521㎡でございます。譲渡人は、有馬町[ ]さん。譲受人は、大阪府枚方市[ ]さん。賃貸借のみ大阪府枚方市株式会社[ ]代表取締役[ ]さん。転用の目的、施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル1基、発電出力は49.5kw、設置面積407.50㎡、太陽光設備設置割合は78.21%です。事業概要書は提出済みです。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、隣接農地所有者の同意書、定款の写し、法人登記事項証明書、土地賃貸借契約書の写し、同意の経過の理由書、通行承諾権、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

4番、有馬町字池添[ ]番、台帳田、現況休耕、面積59㎡ほか計5筆1,686㎡でございます。譲渡人は、和歌山県新宮市[ ]さん。譲受人は、大阪府枚方市[ ]さん。転用の目的、施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル4基、発電出力は49.5kw、有馬町字池添[ ]番池沼89㎡と一体利用で設置面積528.12㎡、太陽光設備設置割合は29.75%です。事業概要書は提出済みです。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、設置割合40%以下の理由書、同意の経過の理由書、隣接農地所有者の同意書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

5番、有馬町字川添[ ]番、台帳畑、現況休耕、面積297㎡でございます。譲渡人は、有馬町[ ]さん。譲受人は、京都府八幡市株式会社[ ]代表取締役[ ]さん。転用の目的、施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル1基、発電出力は16.5kw、設置面積156.48㎡、太陽光設備設置割合は52.68%です。事業概要書は提出済みです。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、

誓約書、資金証明書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、定款の写し、法人登記事項証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

農地法第5条の規定による賃貸借権の設定についての1番、新鹿町一反田[ ]番[ ]、台帳田、現況休耕、面積1,300㎡でございます。賃貸人は、新鹿町[ ]さん。賃借人は、大阪府枚方市[ ]さん。転用の目的、施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル8基、発電出力は49.5kw、設置面積527.28㎡、太陽光設備設置割合は40.56%、事業概要書は提出済みです。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、土地賃貸借契約書の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第3号議案の1番から5番、賃貸借権の設定の1番につきましては、申請書に記載された内容等、書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第3号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番から5番について、有馬町担当お願いいたします。

3番（岡田委員） 3番岡田です。

第3号議案の1番について、転用の目的は事務局から説明のあったとおりで、転用の目的は倉庫及び駐車場であります。現地は志原尻の線路沿いであり、譲受人の[ ]の所有のそばになります。この件につきましては、地元委員としては何ら問題ないと思っておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。続きまして第3号議案の2番3番4番についてであります。現地が同じ場所ですので一括して説明させていただきます。譲受人は3か所とも同じ人であります。転用の目的は太陽光発電施設用地であります。現地は有馬町の[ ]の左側約200mの場所で311号線沿いの芝園地内の下側になります。現地は大雨の際に水があふれる恐れがあるため、申請人代理には十分説明させていただきまして、全責任を持って実施していただくようお願いをしました。地元委員としてもよいと思っておりますので、ご審議をお

願います。つづいて、第3号議案の5番について説明させていただきます。先ほど事務局から説明のあったとおりで、転用の目的は太陽光発電施設であります。現地は案内図にありますように、志原尻地内でJRの線路から西側に約100mくらい入ったところでございます。譲受人の株式会社[REDACTED]さんには周囲の生い茂った木を整理していただくように頼んでおります。周囲はみかん畑などであります。民家からは離れており地元委員としては何ら問題ないと思っておりますので、どうぞご審議くださるようお願いいたします。

議長 次に、賃貸借権の設定の1番について新鹿町担当をお願いします。

1番(原田委員) 1番原田です。

第3号議案の賃貸借権の設定の1番について説明させていただきます。転用の目的は事務局から説明のあったとおりで、賃貸人は太陽光発電施設用地を賃借人に申請地を貸すもので現地は案内図にありますように、新鹿町地内で高速道路を降りて北の方へ約100mの場所にあります。農地は現在休耕となっています。ソーラーパネルを設置する際に、近所に迷惑にならないように、また、台風等で壊れないように設置するように伝えました。この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思っておりますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 第3号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長(栗須委員) 13番栗須です。

4月2日に地元委員、中立委員、事務局とで現地調査をさせていただきました。太陽光発電に関しましては、ほとんどが民家から離れておりまた、土地も荒廃しつつあるような所で建設に関しては何ら問題はないかと思っております。先ほど地元委員さんから説明がありましたとおり、特に有馬の池添地区は水害で水につかる可能性が高い場所でございますので、水害で太陽光発電施設が被害を受けた場合、自己責任で対処すること。それと、ごみ等で水門を詰まらせないように注意してもらうことをお願いしました。また、新鹿の設置場

所につきましては、海からの風と山からの吹きおろしの風でパネルが飛ばされないよう指示をいたしました。地元委員の言うとおりで、なんら問題はないと思います。以上です。

議長 農地部会長さんからは特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。第3号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び農地法第5条の規定による賃貸借権の設定につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第3号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し、知事に進達することといたします。

次に、承認事項1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、金山町字西ノ方■■■■番、台帳田、現況畑、面積644㎡、ほか計3筆、1,344㎡でございます。利用目的といたしまして、柑橘栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、金山町■■■■さん。借受人は、有馬町■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行金山支店。期間は、公告の日から3年間で、新規ということでございます。

2番、五郷町桃崎字里■■■■番、台帳田、現況田、面積152㎡、ほか計6筆、2,905㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、熊本県八代市■■■■さん。借受人は、五郷町寺谷■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行五郷支店。期間は、公告の日から3年間で、再設定ということでございます。次のページをお開きください。

3番、紀和町字矢ノ川字西地■■■■番■■■■、台帳田、現況畑、面積261㎡、ほか計7筆、4,697㎡でございます。利用目的といたしまして、柑橘栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、紀和町矢ノ川■■■■さん。借受人は、■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から2年間で、再設定ということでございます。

承認事項1の1番2番3番については、いずれも農地の全ての効率的利

用、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元推進委員に代わって事務局、お願いいたします。

事務局（農政係長）

はい、事務局です。承認事項1の1番から3番まで地元推進委員に代わり説明させていただきます。

承認事項1の1番について貸渡人は、柑橘農家ですが高齢のため、農業経営を縮小したいと耕作者を探していたところ、借受人が、農業規模拡大で温州ミカンの栽培を希望していたため、知人の紹介で使用貸借により利用権設定をすることとなりました。

通作距離は、借受人の自宅から車で約5分のところで、金山町内の■■■■■■■■■■附近の上地地区内の温州ミカンの栽培農地です。借受人は50代と若く、柑橘農家で希望していた品種と農地面積であったため、耕作意欲も高く、規模拡大にもつながります。

この案件につきましては、地元委員からも何ら問題ないとのことですので、よろしくご審議下さるようお願いいたします。

続きまして、承認事項1の2番についてであります。この案件につきましては、再設定でございますので引き続き水稻栽培を行うということであり、何ら問題がないと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして承認事項1の3番についてであります。この案件につきましても、再設定であり、引き続き栽培を行っていくということで、中間管理機構をとおして、■■■■■■■■■■が借り受けるもので、耕作については問題がないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 ごございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。次に、承認事項2農地転用の制限の例外届についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字イネワ■■■■番、台帳畑、現況畑、面積657㎡の内14㎡でございます。届出人は、三重県津市■■■■さん、施設の内容・添付書類ですが、農機具保管倉庫で建築面積14㎡を1棟新築するというごでございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、建物平面図、誓約書、隣接農地所有者の同意書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項2については、申請書等に記載された内容等、書類審査及び現地調査の結果から、農地法施行規則第29条第1号の自己の農地の保全若しくは利用増進のため又は2a未満の農地を農業用施設に供する場合の農地転用制限の例外要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について有馬町担当お願いいたします。

4番(山門委員) 4番山門です。

承認事項2について説明させていただきます。現地は、案内図にありますように有馬町■■■■番地内で■■■■より西側に約200mくらい入ったところにあります。届出人の■■■■さんは津に在住しております。荒地を整備しみかんや野菜を栽培しており、申請地の一部に農機具保管倉庫を建てる予定にしております。同意書も添付されており、この案件につきましては、なんら問題はないと思いますので、どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの承認事項2につきましては、地元委員さんからは承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(な し)

議 長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば

発言をお願いいたします。

農地部会長（栗須委員） 13番栗須です。

この案件につきましては、地元委員の言うとおりに問題は無いと思います。以上です。

議長 農地部会長さんからは特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。承認事項2農地転用の制限の例外届についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。次に、承認事項3非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局

事務局 1番、有馬町字北村地■■■■番■■、台帳畑、現況宅地、面積85㎡でございます。出願者は有馬町■■■■さん、転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和37年頃に亡父が住宅を建築したということでございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図、配置図、固定資産課税台帳、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項3については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします、以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、有馬町担当お願いいたします。

4番（山門委員） 4番山門です。

承認事項3の1非農地証明願いについて、説明させていただきます。現地は案内図にありますように有馬町■■■■番■■地内で■■■■の裏手で北側に約200mくらいのところです。出願者の■■■■さんの父親が昭和37年に住宅を建築したもので、もう既に60年近く経過しており地元委員としてもなんなら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項3につきましては、地元委員さんからは承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ご覧いませんか。特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（栗須委員） 13番栗須です。

承認事項3につきましては地元委員の言うとおりで、なんら問題はないと思います。

議長 農地部会長さんからは特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。承認事項3非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項3につきましては、原案を承認することと決定いたします。

これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は全て議了いたしました。

ほかに何かございませんか。

(なし)

議長 それでは、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

5月の農地転用申請等の現地調査につきましては、4月28日、水曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしくをお願いいたします。

また、次回の第3回総会は、5月10日、月曜日、午前9時30分から、熊野市役所2階第1会議室で開会を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。尚、総会までに総会開催文書と総会事項書を送付させていただきますので総会当日にご持参いただきますようお願い致します。

事務局からは以上でございます。

議長 これをもちまして、第2回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時17分)